

公安委員会
説明資料 No. 1

休眠組合(法人)に対する解散命令について

平成24年8月2日
生活安全企画課
保安課

(略)

1 概要

日本経済を成長させるための様々な政策を盛り込んだ「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）について、東日本大震災等の新たな状況に対応するため再編・強化し、このたび「日本再生戦略」として取りまとめたもの（7月31日閣議決定）。

2 構成

本文と別表にて構成され、本文には総論等のほか、具体的な取組として以下の11の成長戦略と38の重点施策が掲げられており、別表は重点施策を含む全ての施策についての工程表となっている。

- ①グリーン成長戦略、②ライフ成長戦略、
③科学技術イノベーション・情報通信戦略、④中小企業戦略、
⑤農林漁業再生戦略、⑥金融戦略、⑦観光立国戦略、
⑧アジア太平洋経済戦略、⑨生活・雇用戦略、⑩人材育成戦略、
⑪国土・地域活力戦略

3 工程表に掲げられた主な警察関係施策

③ 科学技術イノベーション・情報通信戦略

2. 情報通信

(3) 情報通信技術の活用による産業活性化

サイバー攻撃への対処等を含めた情報セキュリティ・信頼性の強化【85頁】

ITS（高度道路交通システム）の推進【85頁】

⑦ 観光立国戦略

2. 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり

(1) 観光需要拡大と雇用創出のための地域の取組支援

観光客が多く通行する道路等における安全性及び利便性の向上【97頁】

⑨ 生活・雇用戦略

11. 社会・環境分野の課題解決と経済成長を一体的に推進し、国民の不幸を最小化

(1) 政府だけでは解決できない社会的課題に対して、様々な主体が参画し、協働して国民のニーズにきめ細かに対応することで解決

犯罪の起きにくい社会づくりの推進、治安水準の更なる向上【112頁】

- ・ 犯罪の予防・検挙のための治安基盤の確保
- ・ 110番システム等、DV・ストーカーその他の犯罪被害への的確な対応の推進
- ・ 国民を暴力団から守り、国民とともに暴力団を排除する取組の推進

⑪ 国土・地域活力戦略

4. 国全体の防災性向上

(1) 災害に強い国土・地域・経済の構築

大規模災害に対する防災・減災対策、危機管理体制の強化【122頁】

(2) 大災害に対応できる中枢機能の構築

首都直下地震を念頭においた政府としてのバックアップ機能の確保方針の明確化等【122頁】

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「警察改革の精神を踏まえた非違事案防止対策の推進状況」について、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 警察官たるにふさわしい人物の採用に係る取組の推進状況

○ メディア等を通じた募集活動、採用間もない職員の検挙時等の検証が適切に行われていた。なお、懲戒処分を受けた職員には適格性に問題のある者がみられる現状等を踏まえ、採用の在り方の見直しを検討する必要性が認められた。

(2) 警察官たるにふさわしい人物の育成に係る取組の推進状況

× 重要性の認識不足等から、学校教養において職務倫理教養の時間数が基準に満たない事例が認められたため、確実な実施を指導した。

○ 警察改革に関する学校教養、担任教官等による身上把握・指導が適切に行われていた。なお、複数の教官による個々面接等、有効な施策が認められた。

(3) 警察改革の精神を踏まえた非違事案防止対策の推進状況

× 全国の非違事案発生状況に対する認識及びそれを踏まえた防止対策が不十分な実態が認められたため、防止対策等の情報共有を徹底する必要性が認められた。

× 重要性の認識不足等から、所属長の非違事案防止教養が不十分な事例が認められたため、重要な責務として取り組むよう指導した。

○ 警察改革に関する職場教養、前任所属の指導状況を踏まえた身上指導等が適切に行われていた。なお、自作の視聴覚教材等を活用した有効な教養が認められた。

(4) 非違事案防止に係る各種制度の整備・運用状況

○ 監察・業務主管部門が連携した業務管理、非違事案発生状況等を踏まえた監察、非違事案等の公安委員会への報告が適切に行われていた。なお、公安委員会の効果的な管理に資するよう、報告内容や方法について検討する必要性が認められた。

× 報告基準に該当しないと誤認し、特異事案の警察庁への照会が不十分な事例が認められたため、明確な報告基準を検討することとした。

× 受理担当者の判断ミス等から、苦情を相談として処理している事例が認められたため、苦情の組織的取扱いの徹底について検討する必要性が認められた。

(5) 警部による非違事案の絶無に向けた取組の推進状況

○ 警部に対する指導・教養、所属長等幹部による身上把握、昇任管理についての検討等が適切に行われていた。なお、警部等による業務管理を徹底するため、昇任試験等における評価方策の在り方について検討する必要性が認められた。

(6) 非違事案の起きにくい環境づくりの推進状況

○ 生活相談体制の整備、警察施設外の相談室の設置、ライフサイクルプラン作成支援等が適切に行われていた。なお、家族の職場見学会等、有効な施策が認められた。

3 警察本部長への応問結果

署長等の所掌や責任が多岐にわたり、十全な力の発揮が困難との問題意識を抱いていると認められたため、サポート体制の充実のほか、業務の効率化等について検討する必要性が認められた。

1 概要

(1) 面会年月日

平成24年7月20日(金)午後0時35分から午後1時20分までの間

(2) 面会場所

国家公安委員会委員長室

(3) 面会者

ア 名古屋市発生 of ブラジル人による飲酒ひき逃げ事故被害者遺族等
3名

イ 亀岡市発生 of 小学生等死傷者多数の重大事故被害者遺族等
17名

2 要望内容

昨年10月30日に愛知県名古屋市内で発生したブラジル人による飲酒ひき逃げ事故及び本年4月23日に京都府亀岡市内で発生した小学生等が被害となる死傷者多数の交通事故について、被疑者が無免許でありながら危険運転致死傷罪の適用がなされなかったことを受け、危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大及び無免許運転の厳罰化等を求めるもの。

※参考 (現行の無免許運転の罰則)

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 (道路交通法第117条の4第2号)

3 今後の対応

無免許運転に関する罰則の見直しに向けて、検討を進める。

1	交通事故発生状況	1頁
○	発生件数(概数) 31万3,802件(前年比-1万4,478件、-4.4%)	
○	死者数 1,934人(同-178人、-8.4%)	
○	負傷者数(概数) 38万7,862人(同-1万5,281人、-3.8%)	
2	交通事故死者、交通死亡事故の主な特徴	2頁
(1)	高齢者の死者数が減少するも、死者全体の高齢者が占める割合は2年振りに増加。10万人当たり死者数は高齢者が特に多く、全年齢の2.2倍。	3頁
	高齢者 981人(前年比-47人、-4.6%) (構成率50.7%、前年比+2.0ポイント)	
	高齢者(10万人当たり) 3.35人(前年比-0.16人、-4.6%)	
	全年齢(同) 1.51人(同-0.14人、-8.4%)	
(2)	状態別死者数は3年連続で歩行中が最も多い。	4頁
	歩行中 710人(前年比-61人、-7.9% 構成率36.7%)	
	自動車乗車中 646人(同-34人、-5.0% 同 33.4%)	
	二輪車乗車中 328人(同-62人、-15.9% 同 17.0%)	
(3)	シートベルト着用死者数は増加し、シートベルト非着用死者数は減少。	5頁
	着用死者 325人(前年比+8人、+2.5% 構成率50.3%)	
	非着用死者 293人(同-53人、-15.3% 同 45.4%)	
	シートベルト着用者率 93.7%(同+0.1ポイント)	
注	シートベルト着用者率：自動車乗車中の死傷者に占める着用の死傷者の割合	
(4)	飲酒運転の死亡事故件数及び死亡事故全体に占める割合が2年振りに減少。	24頁
	飲酒運転 110件(前年比-16件、-12.7%)	
	飲酒あり 構成率6.4%(同-0.3ポイント)	
(5)	高速道路では、死亡事故件数、死者数いずれも増加。	32頁
	死亡事故件数 95件(前年比+19件、+25.0%)	
	死者数 108人(同+21人、+24.1%)	
3	道路交通法違反取締り状況	31頁
	取締り総件数 562万3,409件(前年比-137件、-0.002%)	
	うち重点違反 208万6,281件(同+8万9,084件、+4.5%)	
	うち点数告知 98万9,557件(同-2万30件、-2.0%)	
	うち駐車違反 95万7,159件(同-5万3,660件、-5.3%)	
注1	重点違反とは、無免許、飲酒、速度、交差点関連違反をいう。	
注2	点数告知とは、シートベルト、ヘルメット、チャイルドシートの取締りをいう。	
注3	駐車違反には、駐停車違反に係る告知・送致件数及び放置違反金納付命令件数を計上している。	
4	上半期における重大特異事故の発生状況	42頁
	一般道路及び高速道路における死者数多数の重大特異事故が4月に発生。	
○	一般道路：4/12(木) 京都府京都市東山区祇園町北側(8名死亡)	
	4/23(月) 京都府亀岡市(3名死亡)	
○	高速道路：4/29(日) 関越自動車道藤岡JCT付近(7名死亡)	
5	今後の課題	
○	高齢者に対する交通安全教育の推進	
○	歩行者に対する交通安全対策の推進	
○	飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	
○	シートベルト着用の徹底	
○	高速道路における事故防止対策の推進	

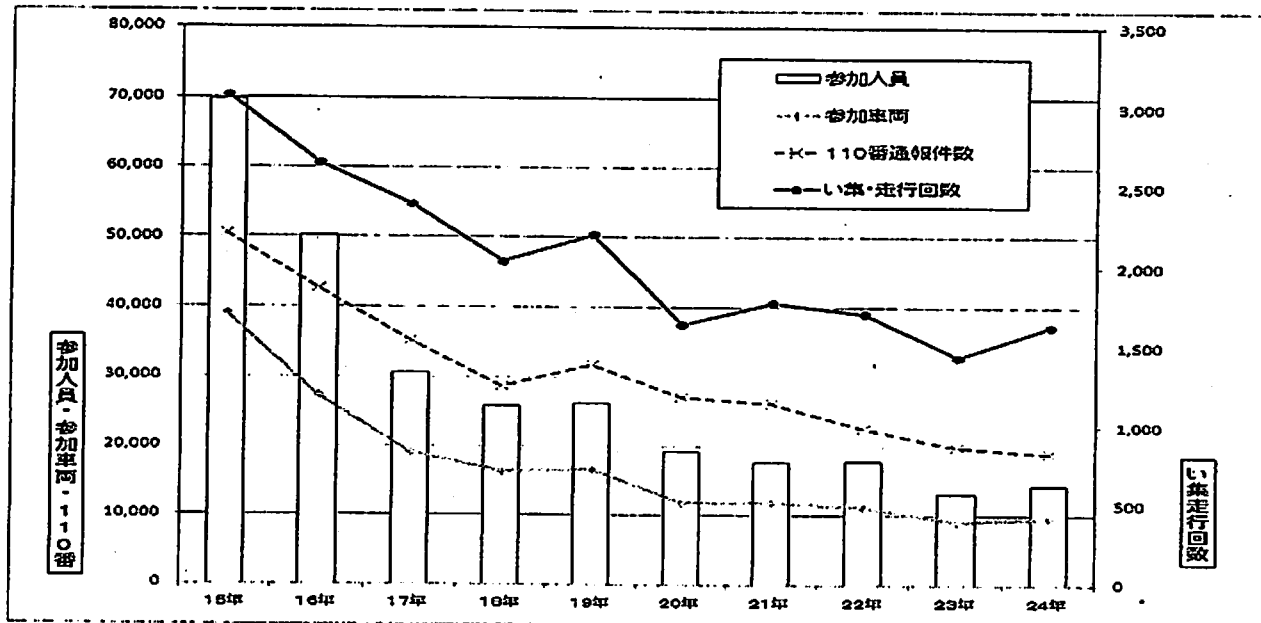
1 動向

- ・い集・走行回数、参加人員、車両台数は、前年同期に比較し、いずれも増加
- ・110番通報件数は減少

	平成22年	平成23年	平成24年	対前年増減(%)	
い集・走行回数	1,710	1,437	1,628	191	13.3
参加人員	17,803	13,176	14,284	1,108	8.4
参加車両	11,097	9,052	9,576	524	5.8
110番通報件数	22,544	19,829	18,967	-862	-4.3

※表・グラフは全て
上半期の数値。

過去10年間の動向推移



2 検挙状況 (人員)

- ・道路交通法違反を始めとする総検挙人員は、前年同期に比較し減少
- ・共同危険行為等の禁止違反は、前年同期に比較し人員・件数ともに減少
(1事件当たりの平均検挙人員7.3人 ※平成3年中の30.5人がピーク)

	平成22年	平成23年	平成24年	対前年増減(%)	
道 路 交 通 法	13,628	13,139	11,126	-2,013	-15.3
うち共同危険行為 件数	1,004	776	614	-162	-20.9
うち騒音関係違反	1,412	1,599	1,457	-142	-8.9
道路運送車両法	123	100	90	-10	-10.0
刑法犯・その他	1,367	1,496	1,388	-108	-7.2
計	15,118	14,735	12,604	-2,131	-14.5
うち逮捕者数	1,287	1,246	1,109	-137	-11.0

※1 騒音関係違反は、近接排気騒音に係る整備不良、消音器不備、騒音運転等をいう。
 ※2 刑法犯・その他の「その他」は、暴力行為等処罰法、毒物劇物取締法、覚せい剤取締法等をいう。

3 今後の対応

暴走族のい集・走行回数等が増加し、検挙人員等は減少していることから、活動実態等を分析して先制的な取締りを推進していく。また、道路管理者や施設管理者に働き掛けて、い集走行を出来ない環境作りを拡充していく。

第1 最終報告の概要（別添資料参照）

第1章 災害対策に取り組む基本姿勢

災害に強くしなやかな社会の構築のために取り組むべき災害対策

第2章 防災政策の基本原則

災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底

第3章 今後重点的に取り組むべき事項

- (1) 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組
- (2) 災害発生時対応に向けた備えの強化
- (3) 災害を予防するための多面的な取組
- (4) 迅速かつ円滑な復興への取組
- (5) 国の総力を挙げた取組体制の確立

第4章 今後の防災対策の充実に向けて

最終報告に基づき、必要な制度の早急な改善・拡充及び具体的な対策の推進、実施状況を定期的・継続的に把握・点検。

第2 警察関連項目の概要

1 災害から生命を守るための初動対応（第3章第1節）

- (1) 発災当初、人命救助等の活動を最優先に人的・物的資源を配分すべき。（10頁）
- (2) 警察官等避難支援者の安全確保のため、避難支援者の行動ルールの周知徹底、訓練等を進めるべき。（12頁）
- (3) 津波避難について、国は、津波避難対策に関するマニュアルの見直し等適切な支援を実施すべき。（12頁）
- (4) 津波避難の行動は徒歩による避難を原則とすべきである。自動車による避難のリスクを踏まえ、地域性を考慮した津波避難計画を策定すべき。（12頁）
- (5) 大規模な実動部隊の活動を支える組織の整備、資機材・車両の確保などの体制の充実・強化を図るべき。（13頁）
- (6) 災害対策に従事する医療関係、重機運搬関係などの車両について導入した緊急通行車両標章の事前届出制度につき十分な周知を図るとともに、必要に応じて今後も見直しを行うべき。（15頁）

2 災害即応体制の充実・強化（第3章第2節）

- (1) 発災時に、交通・通信が途絶しても、非常時優先業務を行う職員が参集できるよう、徒歩参集可能な範囲内に一定の宿舎を維持すべき。（25頁）
- (2) 救助に当たる警察等関係者の心のケアを行うため、大規模災害時における惨事ストレス対策の充実を図るべき。（26頁）
- (3) 通信ルートの二重化、通信手段の多様化・高度化、通信設備の非常用電源の確保等、通信方法の確保・整備を進めるべき。（27頁）
- (4) 今後の大規模災害時において治安維持が当面第一優先になるような事態に至る可能性を十分認識し、備えるべき。（28頁）
- (5) 被災地等における治安を確保するため、避難所や仮設住宅等における警戒・警ら、事件発生時における初動捜査等を行う体制整備を図るべき。（29頁）

第3 今後の取組方針

防災対策推進検討会議は当面存置し、各WGの最終報告に向けた議論の総括、最終報告で提言された事項のフォローアップを実施していく方針。

1 被害状況（8月1日現在。以下同じ。）

死者：15,867人、行方不明者：2,903人、負傷者：6,109人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約101,100人の警察官を派遣。
- 約4,300人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,840人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約450人（福島のみ）
- 被災3県情報通信部への職員派遣については、7月末まで10人体制で実施（次期派遣は9月からを予定。）。

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約27,600人	約36,800人	約36,700人	約101,100人
人・日(延べ)	約261,000人	約340,400人	約384,400人	約985,800人

4 主な災害警備活動等

○ 行方不明者の捜索活動等

- ・ 岩手県警察では約80人、宮城県警察では約60人、福島県警察では約60人の体制（3県警察とも自県体制のみ）で捜索活動を継続。
- ・ 岩手県警察では、7月10日から12日までの3日間、宮古海上保安署等と連携し、延べ約530人体制で捜索を実施。
- ・ 宮城県警察では、7月中に自治体と連携し、延べ約160人体制でサルベージ船を使用した水没車両の捜索、沿岸署における機動隊、管区機動隊による捜索を実施。
- ・ 福島県警察では、7月18日に福島海上保安部、双葉広域消防と連携し、約300人体制で捜索を実施。

○ 福島第一原子力発電所周辺における警察活動等

- ・ 特別警備隊等特別派遣部隊約410人体制で、警戒区域、計画的避難区域等における検問、警戒及び福島第一原子力発電所周辺における重点パトロール等を実施。
- ・ 8月10日午前0時をもって、楢葉町の警戒区域が見直され、同町全体が避難指示解除準備区域に再編されるとともに、海域の警戒区域が陸域から約5kmに縮小される予定。
警戒区域の解除に伴い、検問箇所(ポイント10及び10-1)を楢葉町と富岡町の町境に移動予定。
- ・ 特別警ら隊、第二特別警ら隊等による警戒・警ら活動、各自治体の防犯パトロール隊等との合同パトロール、防犯カメラの運用等のほか、除染やインフラ復旧作業等の発注者に対し、受注業者に対する防犯指導を要請するなどの防犯対策を実施。

○ 身元確認

警察官約50人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,500体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約98%）。
宮城、岩手両県警察において、似顔絵（宮城：80体、岩手：10体）を作成して公表し、合計11体（宮城：10体、岩手：1体）の身元を確認した。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、特別出向者を含む地元県警察による警戒・警ら活動を実施。
被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を福島県に派遣し、機動力を活かしたよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を実施（特別機動捜査派遣部隊は7月26日をもって派遣を終了）。